

新旧対照表

新旧対照表

改定前
埼玉県土木工事委託業務監督要綱
第1～15条 (略)
(履行期間の延長)
第16条 監督員は、受注者から履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに内容を調査の上、所長に報告しなければならない。
第17～10条 (略)

改定後 (案)
埼玉県土木工事委託業務監督要綱
第1～15条 (略)
(履行期間の延長)
第16条 監督員は、受注者から履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに内容を調査の上、 意見を付して 所長に報告しなければならない。
第17～10条 (略)